

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

ア 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、NPO 等地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、毎年7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用など来訪者の集中により、樹木の損傷やゴミの増加による植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ※」（GSS:森林保護員。R7(2025)年度は全国で98人）が巡視活動を行っています。グリーン・サポート・スタッフは、入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備等を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。グリーン・サポート・スタッフの活動等については、森林管理局のウェブサイト等に掲載して情報発信を行っています。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。



森林保護最前線！グリーン・サポート・スタッフ BLOG：北海道森林管理局

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/koho/koho_net/gss-blog/index.html

事例 14 パトロールによる高山植物等の保護活動

(中部森林管理局 富山森林管理署)



(写真提供：国有林野保護管理協議会)



(写真提供：国有林野保護管理協議会)

- ・富山県^{なかにいかわ}中新川郡^{たてやままち}立山町 ブナ坂国有林
- ・(左)パトロールの様子(令和7(2025)年7月)
- ・(右)パトロール員による登山道整備(令和7(2025)年7月)

国有林野には例年多くの登山者が訪れますが、登山道外への立ち入りによる踏みつけ等から希少な高山植物を保護することが課題となっています。

富山森林管理署は、立山黒部アルペンルートが開通した昭和46(1971)年に、地元自治体や山岳関係者等と国有林野保護管理協議会を結成しました。同協議会は、毎年、夏山最盛期に高山植物等保護パトロール員を募集し、高山植物の保護や山岳環境美化のための取組を行っています。

令和7(2025)年度は、13名のパトロール員が、高山植物の採取防止や登山道外への立ち入りに対する指導、ストックキャップ装着の呼びかけなど登山者に向けた啓発活動を行いました。また、登山道の整備や立入禁止看板の設置・補修も実施しました。

今後はこれらの取組に加え、増加傾向にある外国人登山者への対策として、日本語と英語を併記した立入禁止看板の設置等も併せて実施していく予定です。

イ 森林病虫害の防除

松くい虫被害^{*}は、我が国最大の森林病虫害であり、国有林野における病虫害の多くを占めています。国有林野における被害量は、昭和 54(1979)年度の 149 千 m³ をピークに長期的に減少傾向にありましたが、令和 5 (2023) 年度に増加に転じ、令和 7 (2025) 年度は、126 千 m³(対前年度比 223%)となりました。

また、ナラ枯れ被害^{*}も全国各地で発生しており、北海道内の国有林においても令和 6 (2024) 年度に初めて被害が確認されました。令和 7 (2025) 年度の国有林野における被害量は、47 千 m³(対前年度比 134%)であり、東北地方を中心に被害が発生しています。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林等を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布、樹幹注入による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

表－13 松くい虫被害の状況と対策

区 分			令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
松くい虫被害量(千 m ³)			37	57	126
防 除	予 防	特別防除(ha)	2,848	2,854	2,745
		地上散布(ha)	1,474	1,518	1,547
	駆 除	伐倒駆除(千 m ³)	13	12	10
		特別伐倒駆除(千 m ³)	12	19	24

- 注 1：特別防除とは、有人ヘリコプターを利用して空から薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
2：地上散布とは、動力噴霧機等を利用して地上から薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
3：伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
4：特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破碎又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
5：予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

病虫害・鳥獣害対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/shinrinhigai.html



事例 15 松くい虫被害木の有効利用

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



- ・鹿児島県南さつま市 高橋潟国有林
- ・販売された被害木
(令和7(2025)年3月)



- ・鹿児島県枕崎市
- ・被害木チップ
(令和7(2025)年11月)

松くい虫被害は、病原体の線虫がマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツの樹体内に侵入・増殖することで引き起こされる萎凋病^{いちょうびょう}が原因で発生します。被害の拡大を防ぐためには、線虫を媒介するカミキリムシの幼虫が潜む被害木を適切に処理する必要がありますが、多額の費用がかかることが課題になっています。

鹿児島森林管理署では、被害木の有効利用による処理費用の削減に取り組んでいます。令和7(2025)年度は、まとまった被害が発生した南さつま市吹上浜周辺の林分を立木販売し、処理期限の特約を付して、同署全体の松くい虫被害量の約4分の1にあたる3,500 m³について、有効利用するため、地元事業者の販売しました。被害木はカミキリムシの拡散を防ぐため、移動式チップパーにより現地で破碎され、木質バイオマス発電の燃料として利用されました。これにより、従来の処理の方法と比較して、処理費用を大幅に削減することができました。また、従来は利用が難しかった枝条もチップ化し、発電施設で幹のチップと混焼することにより、有効活用と駆除の両立を図っています。

同署では、民有林と連携した松くい虫被害の拡大防止に向け、南さつま市や鹿児島市等と現地検討会等を開催するなど、被害木の有効利用と対策に取り組んでいます。

ウ 鳥獣被害対策の推進

シカの食害による造林木の成長阻害や枯死、下層植生の消失、クマによる樹木への剥皮被害等、野生鳥獣による森林被害は深刻であり、森林が持つ公益的機能の発揮にも支障を来します。

国有林野事業では、野生鳥獣との共存を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、NPO 等と連携し、地域の特性に応じて、シカの捕獲、生息状況・行動把握調査、被害防除(防護柵の設置等)等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、職員が開発した捕獲手法及び改良型わなや ICT 捕獲通知システム*等による効率的・効果的なシカ捕獲技術について、現地検討会の開催等を通じて、民有林関係者等への普及に取り組んでいます。

また、猟友会や地方公共団体と協定を締結し、猟友会等が国有林内でシカ捕獲を行うためのわなの貸出し等の捕獲協力も行っています。これらの取組により、令和 7 (2025) 年度には 35,916 頭のシカ*を捕獲しました。さらに、捕獲したシカのジビエ利用に取り組むとともに、捕獲個体の埋設処理の効率化に向けた手法の実証・普及にも取り組んでいます。

このほか、四国及び九州を除く各森林管理局では、年ごとの結実量に大きな変化があるブナ等の堅果類について豊凶調査を実施しています。この調査は、天然更新など施業の判断のために始まったものですが、現在ではクマの出没予測にも活用されています。

*一般ハンターによる狩猟は含まない

事例 16 大型排水管を用いたシカ捕獲個体の減容化处理

(近畿中国森林管理局 三重森林管理署)



- 三重県^{たき}多気郡^{おおだいちょう}大台町 ^{おおすぎだに}大杉谷国有林
- (左) 現地検討会の様子(令和7(2025)年10月)
(右) 大型排水管内部の様子(令和7(2025)年10月)

ニホンジカによる森林被害を防止するためには、捕獲による個体数管理が重要です。捕獲個体は、ジビエ等に利用しない場合は、焼却施設等に持ち込むか埋設処理を行う必要があります、捕獲者の負担が大きいという課題があります。

このような状況を踏まえて、三重森林管理署では、埋設処理の効率化に向け、林道脇などに縦置きで埋設した大型排水管（直径1 m、長さ4 m）に捕獲個体と発酵促進剤（ぼかし剤）を投入し、自然分解により減容化する埋設処理の実証・普及に取り組んでいます。

この方法は、残渣の減容化により、処理できる個体数も多く、捕獲個体の投入作業も容易なため、従来の埋設処理と比べて作業負担やコストを軽減することができます。

令和7(2025)年10月には、減容化处理の普及に向けて、県・市町職員等の林務・鳥獣害対策担当者など25名を対象とした現地検討会を開催し、参加者からは「臭いを懸念していたが、ぼかし剤により悪臭が軽減することが実際に確認できてよかった」などの声が寄せられました。

今後はこの処理方法の減容状況について調査を行いつつ、積極的に情報発信を行い、民有林などの地域関係者への普及に取り組んでいきます。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の管理

国有林野には、原始的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正 4 (1915) 年に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在で設定している保護林は、658 か所 (101.7 万 ha) となっています。これらの保護林については、森林や動物等の状況変化を把握するために定期的にモニタリング調査を行い、外部有識者からなる保護林管理委員会において現状を評価しています。令和 7 (2025) 年度は 89 件のモニタリング調査を行い、調査結果を基に、保護・管理方針や区域の見直し等を検討するとともに、必要に応じ、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来植物の駆除等に取り組んでいます。

さらに、世界自然遺産「知床しれとこ」、「白神山地しらかみさんち」、「小笠原諸島おがさわらしょとう」、「屋久島やくしま」及び「奄美大島あまみおおしま、徳之島とくのしま、沖縄島北部おきなわしまほくぶ及び西表島いりおもてしま」では、遺産を保護するための国内制度の一つとして、保護林の一区分である「森林生態系保護地域」が位置づけられています。

また、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークを形成して、野生生物の移動経路を確保するため、「緑の回廊」を設定しています。令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在の緑の回廊は、24 か所 (58.4 万 ha) となっています。

緑の回廊においては、モニタリング調査により森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して、これに順応した保全・管理を推進しています。

表－14 保護林区分

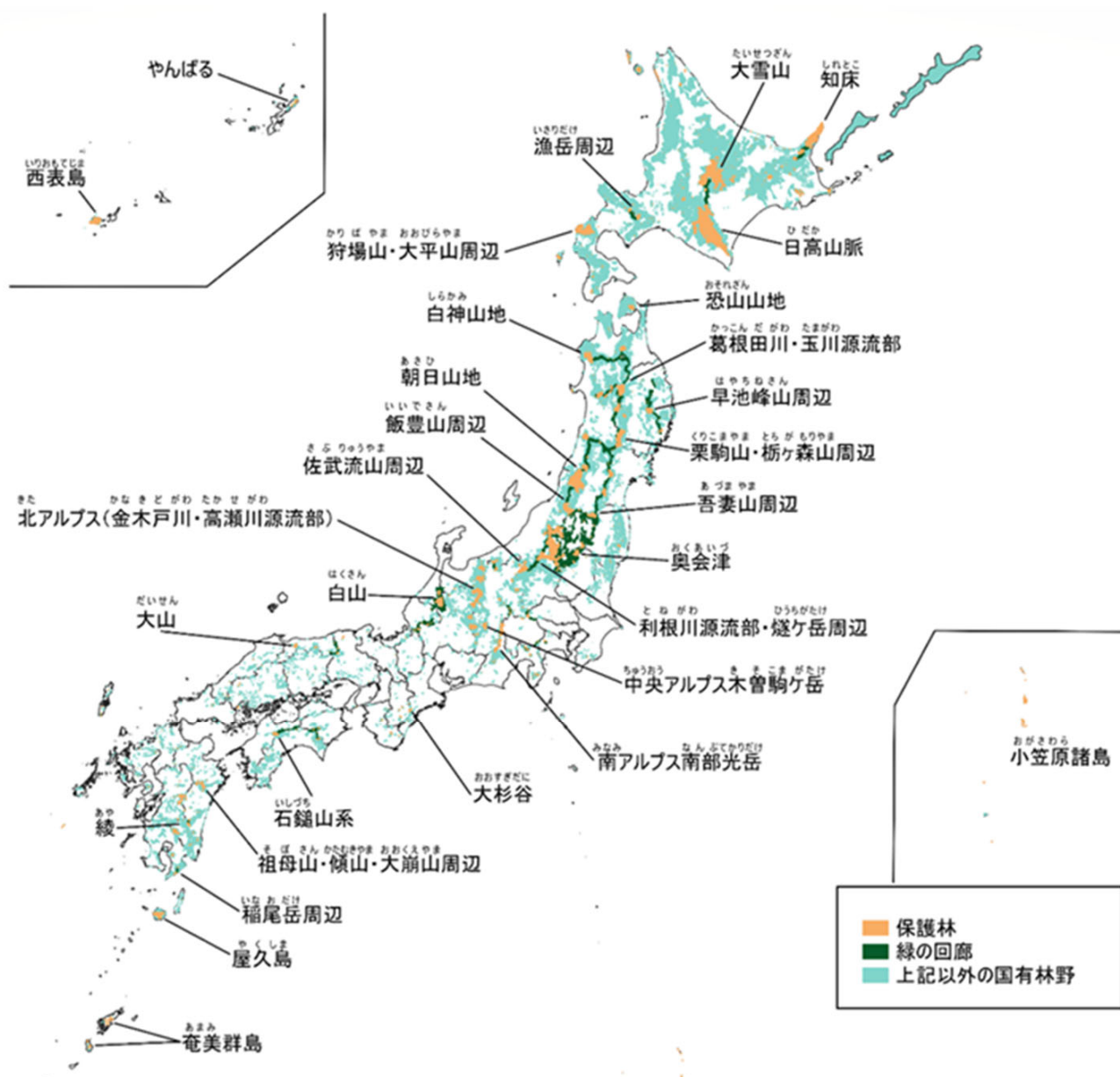
区分	箇所数	面積 (万 ha)	目的	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31 〈31〉	73.7 〈73.7〉	我が国の気候帯 又は森林帯を代 表する原生的な 天然林を保護・ 管理	しれとこ 知床(北海道) しらかみさんち 白神山地(青森県、秋田県) おがさわらしょとう 小笠原諸島(東京都) やくしま 屋久島(鹿児島県) いりおもてじま 西表島(沖縄県)
生物群集 保護林	98 〈98〉	24.0 〈24.0〉	地域固有の生物 群集を有する森 林を保護・管理	りしりとう 利尻島(北海道) ざおう 蔵王(宮城県、山形県) きた 北アルプス(富山県、長野県) つるぎさん 剣山(徳島県) きりしまやま 霧島山(宮崎県、鹿児島県)
希少個体群 保護林	529 〈529〉	4.0 〈4.0〉	希少な野生生物 の生育・生息に 必要な森林を保 護・管理	しまフクロウ(北海道) かさぼり 笠堀カモシカ(新潟県) たてやま 立山オオシラビソ(富山県) こうやさん 高野山コウヤマキ(和歌山県) あまみぐんとう 奄美群島アマミノクロウサギ 等(鹿児島県)
合計	658 〈658〉	101.7 〈101.7〉	—	—

注1：令和8(2026)年4月1日現在の数値である。

2：計の不一致は四捨五入による。

3：〈〉書は、前年度の数値である。

図－５ 「保護林」と「緑の回廊」位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

保護林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html

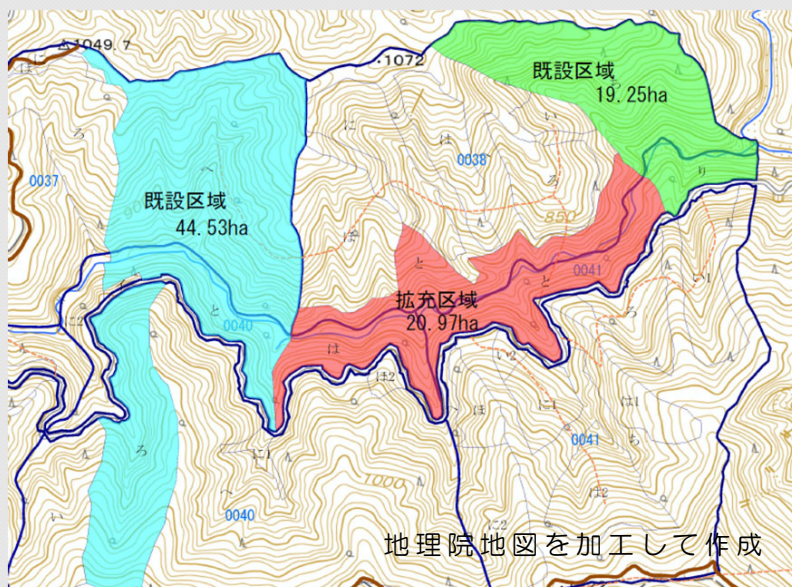
緑の回廊

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.html



事例 17 保護林の統合・拡充と一体管理

(近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署)



- ・和歌山県^{ひだか}日高郡^{ひだかがわちよう}日高川町^{にしのかう} 西ノ河国有林
- ・(左)モミ・ツガ林(令和7(2025)年5月)
- (右)統合・拡充対象地

林野庁では、国有林野内において、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林等を保護林として保護・管理しており、森林の現況に応じて区域の見直しを行っています。

和歌山森林管理署では、モミ・ツガ・ブナ等の希少個体群を保護するため、日高川町の国有林に2つの保護林を設定し、保護・管理を行ってきました。

令和6(2024)年度、同署が森林計画策定のために現地を調査したところ、両保護林の間に位置する区域(21ha)に保護林と同等の植生を確認しました。

このため、従来の2つの保護林とこの間の区域を統合し、西ノ河モミ・ツガ・ブナ遺伝資源希少個体群保護林(85ha)として一体的に保護・管理することが適切と判断し、令和7(2025)年度策定の管理経営計画に反映しました。

今後も、継続的なモニタリング調査や巡視を実施し、適切な保護・管理を進めることとしています。